

○長崎県東京産業支援センター条例施行規則

平成17年 7 月22日長崎県規則第66号

長崎県東京産業支援センター条例施行規則をここに公布する。

長崎県東京産業支援センター条例施行規則

長崎県東京産業支援センター管理規則（平成13年長崎県規則第69号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、長崎県東京産業支援センター条例（平成17年長崎県条例第65号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定申請）

第 2 条 条例第 4 条に規定する申請書は、長崎県東京産業支援センター指定管理者指定申請書（様式第 1 号）によるものとする。

2 条例第 4 条第 1 号に規定する事業計画書は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1） 長崎県東京産業支援センター（以下「支援センター」という。）の管理運営方針に関する事項
- （2） 支援センターの管理運営の内容に関する事項
- （3） 収支計画に関する事項
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 条例第 4 条第 2 号に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- （1） 定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書
- （2） 役員の名簿及び履歴書
- （3） 団体の概要に関する書類
- （4） 申請の日の属する事業年度の前事業年度の収支決算書
- （5） 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（中小企業者）

第 3 条 条例第 6 条第 1 号に規定する「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項の規定により国の施策の対象とされる中小企業者
- （2） 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第 3 条第 1 項に掲げる中小企業団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、
指定管理者が特に認めるもの

(期間の更新)

第4条 指定管理者は、条例第6条第1号に掲げる者については、特に必要があると認めるときは、
2年を限度として使用期間を更新することができる。ただし、指定管理者が知事の承認を得たときは、
2年を超えて使用期間を更新することができる。

2 指定管理者は、条例第6条第2号及び第3号に掲げる者については、適当であると認めるときは、
使用期間を更新することができる。

(使用料)

第5条 条例第11条の使用料を算出する場合においては、使用面積に1平方メートル未満の端数が
生じたときは、これを切り捨てるものとし、月の中途で使用を開始し、又は終了するときは、その
月の使用料は、日割計算によるものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、支援センターの管理に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の長崎県東京産業
支援センター条例施行規則第2条の規定は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

長崎県東京産業支援センター指定管理者指定申請書

年 月 日

長崎県知事 様

(申請者)

所在地

法人の名称

代表者氏名

㊦

連絡先 担当者名

電話

長崎県東京産業支援センター条例第4条の規定に基づき、長崎県東京産業支援センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(注) 申請に関しては、長崎県東京産業支援センターに係る次の書類を添付するものとする。

- (1) 支援センターの管理に関する事業計画書
- (2) 定款又は寄附行為及び法人登記簿の謄本
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 団体の概要に関する書類
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度の収支決算書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類